

補助率及び採択基準等

(1) 補助率等一覧

事業種別		地域	補助率 (負担率)	根拠法令
目	目細			
海岸保全施設整備事業費	—	内地	2/3	海岸法第26条第1項
		北海道	2/3	同上
		離島	2/3	同上
		沖縄	9.5/10	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項
		奄美	2/3	奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項
海岸保全施設整備事業費補助	高潮対策費補助	内地	1/2	海岸法施行令第8条第1項第4号
		(市街地)	2/5	海岸法施行令第8条第1項第5号
		北海道	11/20	海岸法施行令第8条第3項
		離島	11/20	海岸法施行令第8条第4項
		沖縄	9/10	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項
	奄美	2/3	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	
	侵食対策費補助	内地	1/2	海岸法施行令第8条第1項第2号
		北海道	11/20	海岸法施行令第8条第3項
		離島	11/20	海岸法施行令第8条第4項
		沖縄	9/10	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項
		奄美	2/3	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項
	海岸耐震対策緊急事業費補助	内地	1/2	海岸法施行令第8条第1項第4号
		(市街地)	2/5	海岸法施行令第8条第1項第5号
		北海道	11/20	海岸法施行令第8条第3項
		離島	11/20	海岸法施行令第8条第4項
		沖縄	9/10	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項
	奄美	2/3	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業費補助	内地	1/2	海岸法施行令第8条第1項第4号
		(市街地)	2/5	海岸法施行令第8条第1項第5号
		北海道	11/20	海岸法施行令第8条第3項
離島		11/20	海岸法施行令第8条第4項	
沖縄		9/10	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	
奄美	2/3	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項		
海岸環境整備事業費補助	海岸環境整備事業費補助	内地	1/3	地方財政法第16条
		北海道	1/3	同上
		離島	1/3	同上
		沖縄	1/3	同上
		奄美	1/3	同上
津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助	津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助	内地	1/2	海岸法施行令第8条第1項第4号、地方財政法第16条
		北海道	1/2	海岸法施行令第8条第1項第1号、地方財政法第16条
補助率差額	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律			

注) 津波・高潮危機管理対策緊急事業費統合補助における地方財政法第16条に係るものは、「津波・高潮ハザードマップの作成支援にかかる経費」をさす。

(2) 採択基準等一覧

事項	内容	採択基準
(目細) 海岸保全施設整備事業費	津波、高潮、波浪等の海水による災害又は波浪による海岸の侵食を防除するために一定計画に基づき国土の保全上特に重要な海岸保全施設の新設又は改良に関する工事。	海岸法第6条の以下の各号の一つに該当するもので総事業費が50億円以上のもの。 ただし、上記採択基準に加え、防護面積、防護人口などについて大規模なものを優先的に選択する。 (1) 工事の規模が著しく大であるとき。 (2) 工事が高度の技術を必要とするとき。 (3) 工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 (4) 工事が都府県の区域の境界に係るとき。
(目) 海岸保全施設整備事業費補助 (目細) 高潮対策費補助 (市街地海岸) (都市海岸高度化)	津波、高潮、波浪等の海水による災害を防除するために一定計画に基づき海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事。 高潮対策のうち主として市街地を防護する特に重要な海岸で、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもの。 高潮対策のうち、特に商業施設、業務施設又は住宅の集積した都市部の海岸で市民が利用できる魅力ある都市型の海岸づくりを進めるため、海岸保全施設の耐震性に配慮するなど安全性を確保するとともに背後地の高度な土地利用や市民の利用と調和した海岸の整備を行うもので離岸堤、突堤、護岸（堤防を含む）等及びこれらと一体となって整備される所期の目的を達成するために必要なその他の施設の新設及び改良に関する工事。	(1) 海岸管理者が管理する海岸であること。 (2) 高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸であること。 (3) 防護面積、防護人口が1kmあたり5ha以上又は50人以上を基準とする。 (4) 海岸保全施設の新設、改良に関するもの。 (5) 総事業費は以下のとおりとする。 ① 都道府県が行うもの 離島、奄美、北海道、沖縄 5,000万円以上 内地 10,000万円以上 ② 市町村が行うもの 離島、奄美、北海道、沖縄 5,000万円以上 内地 10,000万円以上 上記(1)～(5)の基準に加えて、次の要件を満たしていること。 ① 海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なものであること。 ② 海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が90万人以上の海岸であること。 ③ 市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生する恐れの大なる海岸であること。 上記市街地海岸の基準に加えて、次の要件を満たしていること。 ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なものうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費がおおむね1億円以上であるもの）。 ② 背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後地の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。 ③ 耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化を図るとともに、利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。

事項	内容	採択基準
(目細) 侵食対策費補助	波浪による海岸の侵食又は災害を防除するために一定計画に基づき海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事。	(1) 海岸管理者が管理する海岸であること。 (2) 侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸であること。 (3) 防護面積、防護人口が1kmあたり5ha以上又は50人以上を基準とする。 (4) 海岸保全施設の新設、改良に関するもの。 (5) 総事業費は以下のとおりとする。 ①都道府県が行うもの 離島、奄美、北海道、沖縄 5,000万円以上 内地 10,000万円以上 ②市町村が行うもの 離島、奄美、北海道、沖縄 5,000万円以上 内地 10,000万円以上
(目細) 海岸耐震対策緊急事業費補助	堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図る事業	(1) 次のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。 ①朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 ②東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 (2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した第5に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。 ①都道府県が行うもの 5,000万円以上 ②市町村が行うもの 2,500万円以上 (4) 事業着手から原則として、5年以内に成果目標の達成が見込まれること。
(目細) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業費補助	老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の回復又は強化し、もって人命や資産の防護を図る事業	次に掲げる要件を満たすものであること。 (1) 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること (2) 老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の回復又は強化を行う必要があると認められるもの (3) 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること ①都道府県が行うもの 5,000万円以上 ②市町村が行うもの 2,500万円以上 (4) 事業着手から原則として、5年以内に成果目標の達成が見込まれること。

事項	内容	採択基準
<p>(目) 海岸環境整備事業費補助</p> <p>(目細)</p> <p>海岸環境整備事業費補助</p>	<p>国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用の増進に資するための離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、便所、水飲場、進入路、駐車場、遊歩道、緑地・広場、休憩施設、更衣室・シャワー、その他所期の目的を達成するための必要最小限度の施設の新設及び改良に関する工事。</p>	<p>次の各号の一つに該当するものであること。</p> <p>(1) 周辺に公営の公園、ヨットハーバー等レクリエーション施設が整備されたところあるいは整備中のもの(計画中のものも含む)で、完成後には総合的なレクリエーション機能が発揮されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。 (総事業費が1億円以上であること。)</p> <p>(2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取り組みを推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び(1)で定めた施設等の新設若しくは改良を行う事業。(総事業費が1億円以上のもの)</p> <p>(3) 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜の特性から見て、海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸であること。(緊急養浜事業) (総事業費が1億円以上であること。)</p> <p>(4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。 ① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。 ② 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。 (総事業費が1億円以上であること。)</p> <p>(5) 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万円以上のものであること。 ① 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽事業で、かつ短年度施行をもって事業効果を発揮し得るものであること。 ② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。</p>

事項	内容	採択基準
(目)津波・高潮危機管理対策 緊急事業費統合補助 (目細) 津波・高潮危機管理対策 緊急事業費統合補助	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護の推進を目的に実施。	次に掲げる要件を満たすものであること。 (1)以下のいずれかに該当する海岸であること。 ①東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸。 ②朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。 (2)地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されている地区であること。 (3)事業計画に従って実施される事業であること。 (4)一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。 (5)本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。 ①当該対策により、施設の耐震化に資するもの ②津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの ③避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの (6)本事業に要する事業費に関して、ハザードマップ作成支援(耐震調査等)のソフト対策に要する経費は、海岸管理者毎に当該年度に採択する事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することが出来るものとする。 (7) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。 (8)海岸管理者毎に当該年度採択する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。 ①都道府県が行うもの 5,000万円以上 ②市町村が行うもの 2,500万円以上